

社会福祉法人 住田町社会福祉協議会
デイサービスセンターとだて指定通所介護事業所運営規程

平成 21 年 12 月 18 日 制定
平成 23 年 6 月 1 日 一部改正
平成 26 年 11 月 21 日 一部改正
平成 31 年 3 月 20 日 一部改正
令和 3 年 6 月 22 日 一部改正

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人住田町社会福祉協議会が開設する、デイサービスセンターとだて（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態及び要支援状態にある利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の運営は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう配慮し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助をし、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業所の従業者は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立な介護サービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターとだて
- (2) 所在地 岩手県気仙郡住田町下有住字十文字 89-2

(利用の定員)

第 4 条 事業所の利用定員数は次のとおりとする。

1 日あたり 30 名

(職員の種類、職員及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1 名以上
通所介護サービスの提供と利用者の生活相談を行う。
- (3) 看護師 1 名以上
通所介護サービスの提供と利用者の健康管理を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1 名以上
機能の減衰を防止するための訓練を行う。

- (5) 介護職員 3名以上
通所介護サービスの提供と利用者の介助・援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
但し、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではないものとする。

(通所介護サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次にあげる者のうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
 - (2) 食事サービス
 - (3) 生活指導(相談・援助等)
 - (4) レクリエーション
 - (5) 機能訓練
 - (6) 健康チェック
 - (7) 送迎
 - (8) 延長サービス
 - (9) グループ活動など
- 2 第8条の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 事業所から、片道おおむね20キロメートル未満 500円
 - (2) 事業所から、片道おおむね20キロメートル以上 1,000円
 - (3) 上記によりがたい費用が生じた場合は、あらかじめ利用者とその家族に対し、当該費用について同意を得るものとする。
- 3 通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働省の告示上の額とし、そのサービスが法的代理受領サービスであるときには、利用料の各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活に通常必要な物に係る費用については実費を徴収する。
- 4 費用を変更する場合には利用者又は家族に対し文書で説明したうえで支払いに同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、住田町全域とする。

(緊急時における対応方法)

- 第9条 従業者は、指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を

作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第13条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じる。また市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律(H15年法律57号)」、及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス(H29.4.14)」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 従業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第17条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(5) 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(6) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人住田町社会福祉協議会が定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

1 この規程は、平成31年3月20日から施行する。

1 この規程は、令和3年7月1日から施行する。